

平成 26 年 度

山陽小野田市財政健全化及び経営健全化審査意見書

山陽小野田市監査委員

山 監 第 N 3 3 0 2 - 3 号
平成 2 7 年 (2015 年) 8 月 1 7 日

山陽小野田市長 白 井 博 文 様

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 小 野 泰

平成 2 6 年度山陽小野田市財政健全化及び経営健全化
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 2 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出する。

平成26年度山陽小野田市財政健全化判断比率等審査意見書

1 審査の対象

- (1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項関係
 - ① 実質赤字比率
 - ② 連結実質赤字比率
 - ③ 実質公債費比率
 - ④ 将来負担比率
- (2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項関係
 - ① 公営企業の資金不足比率
- (3) 附属資料
 - ① 各比率の算定調書

2 審査の期間

平成27年7月21日から平成27年8月14日まで

3 審査の方法

市長から提出された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率並びに資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類の正確性について、関係書類と照合するとともに、必要な事項については関係職員の説明を求め審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された書類は、いずれも地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等の算定様式により作成されており、かつ、計数は関係書類と符合し、正確であると認めた。

なお、これらに対する審査意見は次に述べるとおりである。

1 総合意見【資料編別表1・別表5参照】

審査に付された次表の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率		平成26年度	平成25年度	早期健全化基準
①	実質赤字比率 (%)	-	-	12.71
②	連結実質赤字比率 (%)	-	-	17.71
③	実質公債費比率 (%)	12.8	14.5	25.0
④	将来負担比率 (%)	66.2	65.7	350.0

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は「-」と表記している。

資金不足比率		平成26年度	平成25年度	経営健全化基準
法適用	水道事業 (%)	-	-	20
	工業用水道事業 (%)	-	-	
	病院事業 (%)	5.1	-	
法非適用	地方卸売市場事業 (%)	-	-	
	下水道事業 (%)	-	-	
	農業集落排水事業 (%)	-	-	

※資金不足額がない場合は「-」と表記している。「法」は、地方公営企業法を示す。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について【資料編別表2参照】

平成26年度における標準財政規模は15,964,975千円であり、実質収支は黒字(534,172千円)となっているので、実質赤字比率の算出はなく早期健全化には該当しない。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

・一般会計等の実質赤字額

一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

(2) 連結実質赤字比率について【資料編別表2参照】

平成26年度における標準財政規模は15,964,975千円であり、一般会計、各公営企業会計及び各特別会計の連結実質収支は黒字(2,000,967千円)となっているので、連結実質赤字比率の算出はなく早期健全化には該当しない。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

・連結実質赤字額

下記のAとBの合計額が、CとDの合計額を超える場合の当該超える額

A：一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字額の合計額

B：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

C：一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字額の合計額

D：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率について【資料編別表3参照】

平成26年度の実質公債費比率は12.8%となっている。基準の25.0%と比較すると、これを下回っているので早期健全化には該当しない。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \times 100$$

A：地方債の元利償還金(繰上償還等を除く)

①

B：地方債の元利償還金に準ずるもの(準元利償還金)

②+③+④+⑤+⑥+⑦

C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

⑧

D：普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に

算入された地方債の元利償還金・準元利償還金

⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭

E：標準財政規模

⑮+⑯+⑰

実質公債費比率の推移表

(単位：%)

区 分	平成26年度	平成25年度	平成24年度
実質公債費比率 (3ヵ年平均)	12.8	14.5	15.3

(4) 将来負担比率について【資料編別表4参照】

将来負担額 54,808,664 千円から充当可能財源等 45,935,151 千円を減じた額を標準財政規模 15,964,975 千円から算入公債費等の額 2,576,592 千円を減じた額で除した将来負担比率は 66.2% となっている。基準の 350.0% と比較すると、これを下回っているため早期健全化には該当しない。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

・将来負担額: 下記のAからHまでの合計額

- A: 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- B: 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- C: 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- D: 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- E: 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- F: 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- G: 連結実質赤字額
- H: 組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額: 上記のAからFまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

・特定財源見込額: 上記のAからDまでの償還額等に充てることができる特定の歳入見込額

(5) 公営企業の資金不足比率について【資料編別表5参照】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

・資金の不足額

(1) 資金の不足額 (法適用企業)

$$= (\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額}$$

(2) 資金の不足額 (法非適用企業)

$$= (\text{繰上充用額} + \text{支払繰延額} \cdot \text{事業繰越額} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高}) - \text{解消可能資金不足額}$$

※解消可能資金不足額 = 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

・事業の規模

(1) 事業の規模 (法適用企業)

$$= \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

(2) 事業の規模 (法非適用企業)

$$= \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}$$

※指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

① 法適用企業

ア 水道事業会計及び工業用水道事業会計

両会計においては、資金不足比率としての算出はなく経営健全化には該当しない。

イ 病院事業会計

病院事業会計においては、資金不足比率が 5.1%として算出されている。これは、新会計基準の導入に伴い、返済期限が 1 年以内の企業債及び他会計借入金を流動負債に計上するとされたことと、新病院への移転に伴う事故防止のため、一時的に入院制限を行った影響から医業収入が減少し、その資金繰りのために例年にはない多額の一時借入をしたことが大きな要因である。

② 法非適用企業

ア 地方卸売市場事業特別会計、下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計

全ての会計においては、資金不足比率としての算出はなく経営健全化には該当しない。

3 むすび

実質公債費比率は 12.8%で、前年度と比較して 1.7 ポイント低下している。当年度の単年度で比較してみると、10.8%で前年度より 2.6 ポイント低下し、例年以上に改善されている。

将来負担比率は 66.2%で、前年度と比較して 0.5 ポイント上昇している。

資金不足比率については、病院事業会計で 5.1%となっており、経営健全化基準の 20%を下回っているものの 162,235 千円の資金不足が生じている。この要因については、先述しているとおりであるが、今後は自治体病院の使命を果たすとともに、堅実な経営に努められたい。

最後に、市税の大幅な増収は期待できず、歳出では扶助費等の社会保障関係費用の増加は避けられない状況にあることから、引き続き効率的な財政運営に努められたい。

財政健全化関係資料編

別表1 健全化判断比率調書

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
352161	山口県	山陽小野田市	-	-	12.8	66.2

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	12.71	17.71	25.0	350.0
		15,964,975	1,473,629	財政再生基準	20.00	30.00

別表2 実質・連結実質赤字比率調書

(単位:千円)

会計名		実質収支額
一 般 会 計 等	一般会計	534,172
小計		534,172
標準財政規模		15,964,975
実質赤字比率 (%)		-3.34

会計名		実質収支額
公 営 一 般 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計	328,516
	介護保険特別会計	84,026
	後期高齢者医療特別会計	679
	駐車場事業特別会計	13,791
	小型自動車競走事業特別会計	-737,027

(単位:千円)

会計名		資金不足・剰余額
法 適 用 企 業	水道事業会計	1,478,598
	工業用水道事業会計	439,400
	病院事業会計	-162,235
法 非 適 用 企 業	地方卸売市場事業特別会計	150
	下水道事業特別会計	20,158
	農業集落排水事業特別会計	739
合計		2,000,967
標準財政規模(再掲)		15,964,975
連結実質赤字比率 (%)		-12.53

※実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示される。

別表3 実質公債費比率調書

	①	②	③	④	⑤
	元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く) (3③ A表「元利償還 金」欄の数値を 転記)	積立不足額を考 慮して算定した 額(3①表 「エ」欄の数値 を転記)	満期一括償還地 方債の1年当た りの元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額)(3①表 「ウ」欄の数値 を転記)	公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て たと認められる 繰入金(3②表 「合計※」欄の 数値を転記)	一部事務組合等 の起こした地方 債に充てたと認 められる補助金 又は負担金
平成24年度	3,761,984			991,437	379
平成25年度	3,730,909			1,030,231	411
平成26年度	3,423,537			1,065,183	1,889

	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
	密度補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金	密度補正により 基準財政需要額 に算入された準 元利償還金(地 方債の元利償還 額を基礎として 算入されたもの に限る。)	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債 発行可能額
平成24年度	6,047	33,651	10,232,570	4,215,998	1,430,649
平成25年度	6,167	27,683	10,113,841	4,372,212	1,604,007
平成26年度	6,140	32,544	10,153,461	4,337,885	1,473,629

(単位：千円)

⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	特定財源の額 (3③A表「特定財源計」欄の 数値を転記)	事業費補正により 基準財政需要額に 算入された公債費	事業費補正により 基準財政需要額に 算入された公債費 (準元利償還金に係るもの に限る。)	災害復旧費等に係る 基準財政需要額	災害復旧費等に係る 基準財政需要額 (準元利償還金に係るもの に限る。)
238,440	766	657,009	456,656	176,516	1,396,767	317,445
217,049	446	654,407	433,445	188,909	1,515,050	339,960
198,612	137	665,580	409,655	215,375	1,587,505	325,373

⑬
地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額 (特別区のみ記入)

	実質公債費比率 (単年度)
平成24年度	14.44482
平成25年度	13.35478
平成26年度	10.80927

実質公債費比率 (3カ年平均)
12.8

別表4 将来負担比率調書

将来負担額

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額
29,734,142	914,353	18,498,685	299,508	4,764,128

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税	
6,160,830	8,133,450	6,761,218	31,640,871

将来負担額 A	—	充当可能財源等 B
54,808,664		45,935,151

標準財政規模 C	—	算入公債費等の額 D
15,964,975		2,576,592

(単位:千円)

設立法人の 負債額等 負担見込額				連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
	地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
597,848	0	596,783	1,065	0	0

$$= \frac{\begin{array}{|c|} \hline A - B \\ \hline 8,873,513 \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline C - D \\ \hline 13,388,383 \\ \hline \end{array}} = \begin{array}{|c|} \hline \text{将来負担比率 (\%)} \\ \hline 66.2 \\ \hline \end{array}$$

別表5 公営企業の資金不足比率調書

特別会計名	事業区分	宅造区分	法適	(1)				(2)	
				a-b-c(-d)	流動負債 a	控除未払金等 b	控除額 c	控除引当金等 d	算入地方債
水道事業会計	水道	1	法適	331,363	633,576	274,560		27,653	
工業用水道事業会計	工業用水道	1	法適	30,830	56,597	21,049		4,718	
病院事業会計	病院	1	法適	962,307	1,181,357	125,050		94,000	0

特別会計名	事業区分	宅造区分	非適	(1)	(2)	(3)			
				歳出額	算入地方債	s-t1-t2-t3-t4-t5+t'	歳入額 s	継続費通次繰越額 t1	繰越明許費繰越額 t2
地方卸売市場事業特別会計	市場	1	非適	14,487		14,637	14,637		
下水道事業特別会計	下水道	1	非適	2,847,616		2,867,774	2,885,777		365,413
農業集落排水事業特別会計	下水道	1	非適	84,197		84,936	84,936		

(7)	(8)	(9)	(10)		(11)	(12)
解消可能資金不足額	資金不足額・剰余額(連結実質赤字比率)	資金不足額(資金不足比率)	営業収益の額-受託工事収益の額	うち指定管理者利用料金	資本+負債(宅造のみ)	事業の規模(10)or(11)
0	1,478,598	-	1,332,626			1,332,626
0	439,400	-	269,553			269,553
133,936	-162,235	162,235	3,138,735			3,138,735

(7)	(8)	(9)	(10)		(11)	(12)
解消可能資金不足額	資金不足額・剰余額(連結実質赤字比率)	資金不足額(資金不足比率)	営業収益の額-受託工事収益の額	うち指定管理者利用料金	資本+負債(宅造のみ)	事業の規模(10)or(11)
0	150	-	1,366			1,366
0	20,158	-	743,835			743,835
0	739	-	25,446			25,446

(単位:千円)

(3)					(4)	(5)	(6)
e-f-g(-h)	流動資産 e	控除財源 f	控除額 g	貸倒引当金 h	地方債残高 (宅造)	長期借入金 (宅造)	令3条1項の額・ 令4条の額
1,809,961	1,798,765			11,196			-1,478,598
470,230	470,230						-439,400
666,136	661,226			4,910			296,171

				(3')	(4)	(5)	(6)
事故繰越繰越 額 t3	事業繰越額 t4	支払繰延額 t5	未収入特定財 源 t'	土地収入見込額 (宅造)	地方債残高 (宅造)	長期借入金 (宅造)	令3条1項の額・ 令4条の額
				-			-150
			347,410	-			-20,158
				-			-739

(単位:千円)

資金不足比率 (9)/(12)(%)	(13) 繰越欠損金	標準財政規模 比 (8)/x (%)
-	0	9.3
-	0	2.8
5.1	3,360,509	-1.0

(単位:千円)

資金不足比率 (9)/(12)(%)		標準財政規模 比 (8)/x (%)
-	***	0.0
-	***	0.1
-	***	0.0

※(8)は、連結実質赤字比率の算定に用いる額であり(7)-(6)で算定されるが(6)>0のとき、(7)-(6)>0であっても「0」となる。